

琉球大学大学院法務研究科及び琉球大学人文社会学部の法曹養成連携協定の変更協定

琉球大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と琉球大学人文社会学部（以下「乙」という。）は、令和6年3月1日付5文科高第1900号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の開設科目に特修法学基礎演習Ⅱを追加し、特修法学基礎演習を特修法学基礎演習Ⅰとする。
- 2 令和7年4月1日から、乙の法曹コースを修了して甲の法務専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法（5年一貫型選抜）の出願要件を「乙に設置された法曹コースを修了見込の者であり、かつ、早期卒業見込又は卒業見込の者であること」と明確に規定する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月29日

甲

琉球大学大学院法務研究科長

久保田 光昭

乙

琉球大学人文社会学部長

本村 真

琉球大学大学院法務研究科及び琉球大学人文社会学部の法曹養成連携協定

琉球大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と琉球大学人文社会学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、法曹養成の基本理念にのっとり、連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、相互に連携・協力することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 琉球大学大学院学則第8条に規定する甲の法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 琉球大学人文社会学部規程第3条1項に規定する（予定の）乙の法学プログラム特修法曹コース（以下「法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価及び修了要件）

第4条 乙は、法曹コースの成績評価基準及び修了要件を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価・修了認定を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする法曹コースの学生が、当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 法曹コースの学生のための相談窓口を設けること
 - 二 法曹コースの学生を対象に説明会を開催すると共に、少なくとも年に1回、個別相談会を実施すること
 - 三 法曹コースの学生を対象にアンケートを実施すること
 - 四 乙は前三号に関して、その結果を第6条第2項に規定する連携会議に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 乙の求めに応じ、法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携会議を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携会議の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜（論文式試験を課さず、法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜）を実施する。

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携会議において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月29日

甲

乙

琉球大学大学院法務研究科長

久保田 光昭

琉球大学人文社会学部長

本村 真

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように法曹コースの教育課程を編成する。

本法曹コースは、2年次からの選択コースであり、1年次に所定の成績（必修科目をいずれも単位修得した上で、38単位以上修得し、かつ、1年次に配当されている法律基本科目（憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、または民法Ⅰの3科目から2科目）のGPAが3.0以上であること）を修めることができた者であって、2年次から法学プログラムに所属する者が選択できる。

本法曹コースに在籍する学生は、1年次の学修により法学の基礎が得られたことを前提に（なお、1年次後期に、法曹コースの選択を検討するための科目として、法科大学院教員の担当する「特修法学基礎演習Ⅰ」を選択することができる。また、2年次後期以降からの法曹コース登録希望者ために、2年次前期にも導入科目として、「特修法学基礎演習Ⅱ」を選択することができる。）2年次からは、法科大学院との共同開講科目となる必修科目を全て履修しなければならない。共同開講科目には、法科大学院において1年次に配当され、必修とされる法律基本科目が全て含まれている。これらの科目は法学未修者用であるため、高度な内容でありながら、法学の基礎を学んだ段階の2年次生にはむしろ適合する科目群である。法科大学院との共同開講科目であるから、少人数にて双方向で行われる。しかも、法科大学院進学後の学修と、体系的かつ段階的に接続している。コースに在籍する学生は、これらの科目を1年間ではなく2年間以上かけてじっくりと学修しつつ、かつ、平行して、法科大学院教員の担当する特修演習科目、共同開講科目を含む法学専門科目も幅広く履修することにより、連携法科大学院の入学に求められる基礎的な学識及び能力を体系的かつ段階的に修得することが可能となる。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目		
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1年	前期			憲法I (人権)	※1	2		
	後期			憲法II (統治) 民法I (総則)		2 2		
							特修法学基礎演習I	1
2年	前期	特修憲法I【憲法I】	2	特修商法基礎演習	※2	2	特修民法問題研究I【民法問題研究I】	1
		特修民法I【民法I】	3	特修民事訴訟法基礎演習		2	基礎労働法	2
		特修民法II【民法II】	3				特修法律基礎英語I【法律基礎英語I】	1
		特修民法III【民法III】	2					
		特修刑法総論I【刑法総論I】	1				特修刑法問題研究【刑法問題研究】	1
		特修刑法各論I【刑法各論I】	1				特修法学基礎演習II	1
	後期	特修憲法II【憲法II】	2	特修刑事訴訟法基礎演習	2	特修憲法問題研究【憲法問題研究】	1	
		特修民法IV【民法IV】	2		2	特修民法問題研究II【民法問題研究II】	1	
		特修刑法総論II【刑法総論II】	1					
		特修刑法各論II【刑法各論II】	1			特修法律基礎英語II【法律基礎英語II】	1	
		特修商法I【商法I】	2			展開労働法	2	
		特修商法II【商法II】	2					
		特修民事訴訟法I【民事訴訟法I】	2			特修英米法研修【英米法研修ハワイプログラム】	2	
3年	前期	特修刑事訴訟法I【刑事訴訟法I】	2			特修商法III【商法III】	2	
						特修民事訴訟法II【民事訴訟法II】	2	
						特修行政法I【行政法I】	2	
						特修SDG'sと法【SDG'sと法】	2	
						特修倒産法I【倒産法I】	2	
					特修国際私法【国際私法】	2		
	後期	特修刑事訴訟法II【刑事訴訟法II】	2			特修行政法II【行政法II】	2	
	特修民法V【民法V】	1			特修倒産法II【倒産法II】	2		

合計		29		8*		30*
総計	124 単位（上記以外人文社会学部国際法政学科法学プログラムの卒業要件単位数）以上					

※1 この中から4単位以上の修得が必要

※2 この中から4単位以上の修得が必要

*選択科目についての履修制限（上限・下限等）は設けない。2年次配当の選択科目を3年次で履修してもよい。ただし、特修英米法研修プログラムはその実施時期が2月以降となるため、修了年度より前に履修しなければならない。

*法科大学院との共同開講科目については、法科大学院における科目名を【】内に示した。

乙の法曹コースにおける成績評価の基準及び修了要件

1. 法曹コースの授業計画は甲と乙が共同して策定し、法曹コース所属学生に対する履修指導も、甲側担当教員と乙側担当教員が共同して行う。
2. 法曹コースの授業運営も甲と乙が共同して行い、成績評価は次の表に記載された基準（共同開講科目の成績評価は、甲の規程（琉球大学大学院法務研究科規程第15条等）に基づき、甲側の教員が、甲の正規履修学生と同等の成績と評価できるかどうかという基準となる。）に則って行う。

評 価	成績通知書の表示	備考
90～100点	A	法科大学院共同開講科目の場合、法科大学院正規履修生のA評価の者と同等の成績
80～89点	B	法科大学院共同開講科目の場合、法科大学院正規履修生のB評価の者と同等の成績
70～79点	C	法科大学院共同開講科目の場合、法科大学院正規履修生のC評価の者と同等の成績
60～69点	D	法科大学院共同開講科目の場合、法科大学院正規履修生のD評価の者と同等の成績
0～59点	F	
出席すべき授業回数（総授業回数の3分の2以上）に満たない又は試験を欠席した場合		

3. 法曹コースの修了要件は、法曹コースの必修科目のGPA 評価が2.6以上であること、及び、法曹コースの必修科目も含む全修得単位のGPA 評価が3.0以上であること、である。GPAの算出方法は以下に記載する通りとする。

【GPAの算出方法】

(各授業科目で得た GP×当該科目の単位数)の総和 / (履修登録した授業科目の単位数の総和)

A=4, B=3, C=2, D=1, F=0, 合否・認定は対象外（なお、D以下となった科目については再度履修することができ、再度履修してC以上の成績となった場合には、再度履修後の成績を対象とする。）

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

○琉球大学人文社会学部特修法曹コース履修学生の早期卒業の運用等に関する規程

(目的)

第1条 本規則に基づく早期卒業は、琉球大学人文社会学部規程第16条の2に基づき、本学人文社会学部国際法政学科に入学して3年間在学した学生が、法学プログラム特修法曹コース（以下、「法曹コース」という。）を修了し、本学部の卒業要件として定める単位を修得し、かつ、本学大学院法務研究科（以下、「本学法科大学院」という。）への進学が確定している場合に、在学3年目の年度終了時での卒業を認める制度である。この制度は、成績優秀で意欲のある学生に対して、早期に本学法科大学院への進学機会を与えることを目的とする。

(早期卒業の認定)

第2条 早期卒業の認定を受けることができる者は、3年間在学し、その終了時において当該各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 本学法科大学院への進学が確定していること。
- (3) 卒業に必要な124単位以上を修得していること。
- (4) 法曹コースの必修科目のGPA 評価が2.9以上であること。
- (5) 法曹コースの必修科目も含む全修得単位のGPA 評価が3.3以上であること。

2 早期卒業の認定を希望する者は、在学3年目の所定の期間内に人文社会学部長に出願書類を提出し、書類審査及び面接審査を受けなければならない。

3 前項に定める出願書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本学法科大学院への合格を証明する書類
- (2) 本学法科大学院に必ず入学する旨の本人の誓約書

4 早期卒業の認定は、本学法科大学院と本学人文社会学部国際法政学科法学プログラムとの間で行われる連携会議（琉球大学大学院法務研究科及び琉球大学人文社会学部の法曹養成連携協定第6条第2項に基づく。以下、「連携会議」という。）の議を経なければならない

(休学期間のある者に関する特則)

第3条 休学期間のある者については、第1条中「3年間」とあるのは「3年以上」と、第2条中「3年間」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度までの期間」と、第3条中「在学2年目」とあるのは「在学2年目の終了する日を含む年度」と、第4条及び第5条中「在学3年目」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度」と、第5条中「在学4年目」とあるのは「在学4年目の終了する日を含む年度」と読み替えて、各同条の規定を適用する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、人文社会学部教授会が行う。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

乙の法曹コースを修了して甲の法務専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜】

(1) 募集人員

3名

(2) 出願要件

乙に設置された法曹コースを修了見込の者であり、かつ、早期卒業見込又は卒業見込の者であること。

(3) 合否判定方法

面接試験及び学士課程の全科目の成績（GPA）により総合的に判定する。面接試験は自己評価書及び成績証明書をもとに実施する。

(4) 合格資格の取消等

法曹コースの修了要件又は早期卒業要件（4年次在籍者については卒業要件）を充足しなかった場合、飛び級として受験資格を認めるべき場合に該当しない限り、合格資格が取り消される。